



産前・産後 支援ヘルパー事業

家事・育児が困難な妊産婦のいるご家庭にヘルパーが訪問し、産前・産後の生活をサポートするサービスです。

利用対象者

- ・武蔵野市にお住まいの妊婦、出産日から6か月未満のお子さんや、3才未満の多胎のお子さんを育てているかた。
- ・父（パートナー）以外のサポートが受けられないかた。

※妊産婦・対象児が在宅している場合のサービスです。

（妊婦が切迫流産で入院の場合は一部利用可能）

※母が就労している場合や、祖父母等のサポートがある場合は利用対象外です。

※父（パートナー）が育児休暇中の利用は可能です。

産前・産後支援ヘルパー事業のほかに、ファミリー・サポート・センター（生後6カ月から対象）や個別契約、東京都のベビーシッターによる一時預かり利用支援事業などもご利用可能です。

利用期間・利用限度

	期間	限度
単胎	母子健康手帳を取得 ～出産日から6か月未満	80時間
多胎	母子健康手帳を取得 ～出産日から3年未満	母子健康手帳を取得した日から1歳の誕生日の前日まで120時間、以降1年につき120時間

問合せ先

〒180-8777 武蔵野市緑町2-2-28
武蔵野市子ども家庭部子ども子育て支援課
子ども家庭支援センター 電話 0422-60-1239

利用できる日時

年末年始（12月29日～1月3日）を除き午前8時～午後7時のうち、1時間単位で1日4時間まで。（1日の派遣回数は2回までです。）

サービス内容

【家事サービス】

簡単な食事の支度・下準備
衣類の洗濯
居室の掃除
食材又は生活必需品の買物

【育児サービス】

出生した子の世話
兄弟の世話
兄弟の送迎
健診等の付添い

※詳しくは、表1「提供可能なサービスの範囲」（具体例）をご覧ください。

料金 | 1時間につき 500円

※利用時間が1時間に満たない場合も1時間利用の扱いとなります。

※買い物、送迎等で交通費がかかる場合は、別途実費をお支払いください。

◎キャンセルは、早めに各事業者にご連絡ください。

前日の午後5時以降のキャンセルや、無断でキャンセルをされた場合は、キャンセル料をいただきます。（利用料金の60%）

申請から利用までの流れ



1. 申請

電子申請：右の2次元コードから申請。

2. 利用決定

【事業者の調整・決定】

- いずれか1事業者に決定。※原則、事業者の変更はできません。
- 市から決定通知書を郵送（申請から10日間程度）

3. 利用予約

【利用者から事業者へ利用予約】 ※利用時期が確定したら直接事業者へ連絡してください。

- 各事業者で予約の時期は異なります。
ヘルパー手配のため、早めにご連絡ください。
- 事業者の都合等により、ご希望に添えない場合があります。

4. コーディネート

【利用者宅にコーディネート訪問】（zoom等オンライン訪問の事業者あり）

- 事業者のコーディネーターがご自宅へ訪問
- 必要事項を確認し、提供するサービスを決定

5. 利用・支払い

【支払い】各事業者の支払い方法をご確認ください。

（現金・キャッシュレス決済・請求書払い等）